

飯盛霊園組合監査委員情報セキュリティ基本方針

策定 令和 8年 3月 31日

施行 令和 8年 4月 1日

1 目的

本基本方針は、飯盛霊園組合監査委員（以下「監査委員」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、監査委員が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 飯盛霊園組合情報セキュリティ基本方針の準用

監査委員の情報セキュリティ対策については、飯盛霊園組合における統一かつ継続的な情報セキュリティの確保を図るため、飯盛霊園組合情報セキュリティ基本方針を準用する。

3 組合基本方針の読み替え

本基本方針は、監査委員における次の情報資産について適用する。この場合において、準用する飯盛霊園組合情報セキュリティ基本方針で「本組合」とあるのは「監査委員」と読み替えるものとする。

（1） 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関の範囲は、監査委員とする。